

愛媛県教育委員会 8月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成25年 8月27日（火）午後 2時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 松岡義勝 委員 西田真己 委員 関 啓三

委員 堺 雅子 委員 脇斗志也 教育長 仙波隆三

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 井上 正

教育総務課長 眞鍋幸一

生涯学習課長 越智 孝

保健体育課長 高橋 仁

義務教育課長 吉田慎吾

人権教育課長 峯本陽子

高校教育課担当係長 佐伯幸治

高校体育課担当係長 小池照雄

高校教育課指導主事 松浦ヨリ子

高校教育課指導主事 沖田浩史

高校教育課指導主事 田中 圭

高校教育課指導主事 中島康史

高校教育課指導主事 矢野重禎

特別支援教育課指導主事 二神 博

指導部長 竹本公三

教職員厚生室長 白方清教

文化財保護課長 山本亜紀子

国体競技力向上対策室長 村山俊一郎

高校教育課長 北須賀逸雄

特別支援教育課長 西原昇次

高校教育課担当係長 池田哲也

保健体育課指導主事 池田知孝

高校教育課指導主事 菊池博喜

高校教育課指導主事 宮地洋安

高校教育課指導主事 中村惣一

高校教育課指導主事 永井伊秀

高校教育課指導主事 谷山伸司

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後 2時00分開会を宣する。

委員長 議案第33号平成26年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について及び議案第34号平成26年度使用県立特別支援学校高等部教科書の採択について、教科書採択に係る審議は、必要と判断される場合には審議を非公開としてきたが、本年度は、静ひつな環境が確保されていることから、審議を公開することについて諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事のうち、議案第35号愛媛県美術館協議会委員の任命

について、議案第36号公立中学校長の人事について、議案第37号から第39号までの公立小中学校教員の懲戒処分3件、議案第40号教職員の報賞について、及びその他の協議案件の表彰案件については、いずれも人事案件であることから、並びに平成25年度9月補正予算案については、今後、知事が最終決定をして、県議会に上程される予定の案件であるが、知事による公表がされていないことから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(2) 7月定例会会議録の承認

委員長 7月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

○閉会中の文教警察委員会の質疑内容について

教育長 平成25年7月31日に行われた文教警察委員会における教育委員会関係の質問及び答弁要旨について報告する。

○愛媛県生涯学習センター等の指定管理者の指定について

生涯学習課長 愛媛県生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンターの指定管理者について、株式会社レスパスコレーションを指定管理者候補者として、並びに愛媛県総合科学博物館及び愛媛県歴史文化博物館の指定管理者について、イヨテツケーターサービス株式会社を指定管理者候補者として決定した旨報告するとともに、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、当該施設の指定管理者を指定する議案を9月定例会県議会に上程する旨説明する。

○重要文化財「木造一遍上人立像」の焼失について

文化財保護課長 平成25年8月10日に松山市道後湯月町にある一遍上人ゆかりの宝厳寺で火災が発生し、本堂に安置されていた重要文化財「木造一遍上人立像」が焼失したことに関し、愛媛県及び松山市が指定する文化財の被害状況並びに今後の文化財の防火・防犯対策を図ることなど、文化財の保護に向けた取組について説明する。

委員長 文化財の防火・防犯対策の責任の所在について質問する。

文化財保護課長 文化財保護法の規定で文化財の管理責任者は所有者となっており、県は所有者が現状復帰をする際に指導助言や補助をする立場である旨回答する。

○「旭館」の国登録有形文化財（建造物）登録の動向について

文化財保護課長 内子町に所在する「旭館」については、国の文化審議会の答申により、国登録有形文化財（建造物）に登録される見込みとなった旨、及び登録後は本県の登録有形文化財（建造物）の件数は109件となる旨報告する。

○平成26年度教員採用選考試験（1次）の結果について

高校教育課長 7月23日から25日にかけて実施した平成26年度愛媛県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について、採用候補者数の約1.9倍の277名を合格者とした旨報告するとともに、第2次選考試験の日程、試験内容、結果の発表予定日等を説明する。

堺委員 加点制度を利用した第1次選考試験合格者の内訳について質問する。

高校教育課長 最も多いのが司書教諭の資格取得者であり、そのほかスポーツの分野において加点された者が多い旨回答する。

委員長 暫時、休憩する旨宣する。

教職員厚生室長、生涯学習課長、文化財保護課長、国体競技力向上対策室長、義務教育課長及び人権教育課長退席する。

保健体育課指導主事、高校教育課担当係長及び指導主事並びに特別支援教育課指導主事着席する。

委員長 議事を再開する旨宣する。

(4) 議 事

議案審議

委員長 議案第33号を上程する。

○議案第33号 平成26年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 平成26年度に県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程において使用する教科書について、学校から第1部の438種類455冊及び第2部の259種類265冊の使用希望があり、全ての教科書を選定した旨、及び教科書目録及び教科書についての研究結果報告書により教科ごとに採択したい教科書の特徴を説明するとともに、昨年度本県では採択されていない教科書で、今年度使用希望があったものを報告する。

委員長 教科書全般についての意見を求める。

委員長 第1部と第2部の教科書の大きな違いについて質問する。

佐伯担当係長 第1部の教科書では、新学習指導要領が目指している確かな学力に支えられた「生きる力」を育むことができるよう配慮されており、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育

成のバランスを重視するとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うため、国語をはじめ各教科で言語活動の充実を図る工夫がされている旨、及び週当たりの授業時数は、標準である30単位時間を超えて授業を行うことができることが明確化されたことから、第1部の教科書の共通教科10教科（国語、地歴、公民、数学、理科、保体、芸術、外国語、家庭、情報）の教科書1冊当たりの平均ページ数が現行教科書に比べ全体では約15パーセント、特に国語及び数学に関しては約30パーセント増加しており、新学習指導要領の学習内容の増加に対応したものとなっている旨回答する。

関委員 第1部と第2部の教科書の選定状況の特徴について質問する。

佐伯担当係長 選定する教科書の数に大きな変化はないが、学習指導要領の移行期には発行される教科書の全体数が多くなるため、53.9パーセントという低い選定率となっている特徴がある旨回答する。

委員長 国語、地理歴史及び公民について意見を求める。

西田委員 国語総合の教科書に関し、内容についての総合所見に「学習者が自ら学び、考える力を、総合的な言語活動を通して、主体的、実践的に身に付けられるよう配慮がなされている」とあるが、現代文Bの教科書に関し、読書案内「読書の窓」や巻末「読書の広場」にはどのような本が紹介されているか質問する。

沖田指導主事 国語総合の教科書に関し、本文の後にその内容に沿った言語活動が紹介され、生徒が主体的に学習できる工夫がなされている旨、並びに現代文Bの教科書に関し、読書案内「読書の窓」には学習する教材の内容に関連した書物が紹介されている旨及び巻末「読書の広場」には「星の王子様」、「鉄道員（ぽっぽや）」などが紹介されている旨回答する。

委員長 国語、地理歴史の教科書に関し、Aを付した科目とBを付した科目の違い及びそれぞれの教科書の特徴について質問する。

沖田指導主事 国語の教科書について、Bを付した科目は、従来の現代文と古典をそれぞれ踏襲したもので、学習内容がほぼ同じとなっている旨、Aを付した科目は、いずれも、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、現代文Aの教科書では、例えば、翻訳語を調べることで日本の言語文化が外国文化から受けた影響について考察し発表する活動や、同じテーマについて書かれた本を図書館で探して読み比べる活動が取り上げられるなど、様々な言語活動を通して日本の言語文化に対する理解を深めることができるよう工夫されている旨、及び古典Aの教科書では、例えば、「万葉集」「古今和歌集」「新古今和歌集」における春の訪れの表現の違いや「竹取物語」と「今

昔物語集」の読み比べ等の言語活動が取り上げられるなど、様々な資料を読んで探究することで日本の伝統と文化に対する理解を深めることができるよう工夫されている旨回答する。

中島指導主事 地理歴史に関し、日本史Aについては幕末から、世界史Aについては大航海時代頃から、日本史B、世界史Bについては先史時代から扱っており、地理Aは身近な地図など日常生活に近い内容、地理Bは大学で学習する地理学に近い内容となっている旨回答する。

関委員 世界史の新しい教科書に関し、中学校の学習から移行する上でどのような配慮がなされているか質問する。

中島指導主事 中学校社会科歴史的分野では、我が国の歴史を主に学習することとなっており、世界の歴史は我が国の歴史の背景として簡潔に取り上げられているだけであることから、第1部の世界史の教科書は中学から高校の学習に円滑に接続するための配慮として、例えば、巻頭に「日本列島の中の世界の歴史」というテーマ学習を設定して、安土・桃山時代にヨーロッパで作成された世界地図に中学校で学習した石見銀山が記されていることを紹介することで、我が国の銀が当時の世界経済に与えた影響について考察させるなど、世界史を身近に感じ、興味・関心を持って学ぶことができるよう工夫されている旨回答する。

西田委員 公民の倫理の第1部の教科書について、昨年採択されおらず今年採択されたものが、他の科目と比較して多くなっている理由について質問する。

矢野指導主事 倫理の教科書は、2・3年生で使用する学校が多く、昨年、1年生用として使用を希望する学校は、全日制で1校しかなかったため、採択されなかった教科書が多かったが、今年は2年生用として使用を希望する学校があったため、今年採択しようとする教科書が多くなった旨回答する。

関委員 公民の教科書に関し、最近の社会問題の取扱いの状況について質問する。

矢野指導主事 国際的な問題としては、TPP、アラブの春及びユーロ危機などを取り上げ、国内の問題として、社会保障と税の一体改革、電力の発送電分離、再生可能エネルギーの全量買取制度などを取り上げている旨、及びそのうちTPPについては、TPP参加に賛成する意見と反対する意見の両方を取り上げ、社会には様々な立場が存在し、その違った立場をどのようにして調和させればよいのか考察させるなど、生徒が社会問題を自らの課題として受け止め、主体的に考察する力を育てることができるよう工夫されている

旨回答する。

委員長 数学及び理科について意見を求める。

委員長 理科教育の充実を図るために第1部の教科書でどのような工夫がされているか質問する。

中村指導主事 新設された理科の「科学と人間生活」の教科書では、日常生活や社会との関連を重視するとともに、科学技術に対する興味・関心を養うため、i P S細胞や緑色蛍光タンパク質などノーベル賞受賞の話題をコラムに取り入れ、生徒の興味・関心を高めるとともに、主体的に観察・実験を行うことで、科学の基本的な概念及び科学的な思考力が身に付けられるよう配慮されている旨、及び高度な内容を扱う教科書では、発展的で新しい知見や考え方も積極的に取り入れることにより、理科に対する興味・関心を高めることできるよう工夫されている旨回答する。

堺委員 数学に関し、数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A及び数学Bの内容及び履修順序について質問する。

小池担当係長 数学Ⅰ、数学Ⅱ及び数学Ⅲに関しては、基本的な学習内容から高度な学習内容に段階的につながるように配慮されている旨、並びに数学A及び数学Bに関しては、履修順序に定めはない旨回答する。

委員長 保健体育、芸術及び外国語について意見を求める。

堺委員 保健体育に関し、心肺蘇生法の取扱いの状況について質問する。

池田指導主事 心肺蘇生法については、日本救急医療財団心肺蘇生法委員会が、一昨年、万人が実施しやすくするために救急蘇生法の指針を改定しており、教科書においても、人工呼吸を省略して胸骨圧迫のみを行うことも可能であることなど、改定を踏まえた内容が図や写真を用いて分かりやすく示されているなどの工夫がある旨回答する。

西田委員 外国語に関し、英語の第1部の教科書の表現内容について、及びオールイングリッシュの授業が実施されるに当たっての教科書での配慮について質問する。

池田担当係長 新学習指導要領では、授業において英語を使用することを基本とし、教師が英語で授業を行うとともに、生徒も授業の中でできるだけ多く英語を使用するなど言語活動を授業の中心と位置付けており、例えば第1部のコミュニケーション英語Ⅰの教科書では、今までよりコミュニケーション活動のページが多く、「コミュニケーション・タスク」として、本文の内容に関連する情報を基に、ハワイでの観光客と観光案内員の役を演じた対話を練習したり、

興味のある外国について調べ英語で発表したりするなど実際に英語を使う活動を設けており、英語の「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4技能をバランスよく使うよう配慮されている旨、及び一部の教科書では、教師の指示文に全て英語を用いるなど、教師に対し配慮するなどの工夫がなされている旨回答する。

堺委員 「英語表現」に関し、工夫されていることについて質問する。

池田担当係長 「英語表現」の教科書では、英語による表現力を伸ばすことが目標とされていることから、スピーチ、プレゼンテーション、ディスカッション、ディベートなどの言語活動が、従来の教育課程の教科書の科目と比較してより多く盛り込まれており、段階的に学習できる工夫がされている旨回答する。

関委員 段階的に学習できる具体的な内容について質問する。

池田担当係長 ライティングの教科書では、例えば、最初は短い文を書くことから始まり、段階的に長い文を表現できる工夫がある旨、及びディベートは、簡単なテーマで意見を述べる活動から始め、段階的に本格的な議論ができる能力が身に付くよう工夫されている旨回答する。

委員長 家庭、情報について意見を求める。

堺委員 家庭の教科書に関し、生徒に基礎的な技術を身に付けさせるための配慮について質問する。

松浦指導主事 家庭科の教科書では、調理や被服の基礎的な技術について、写真やイラストを豊富に掲載し、丁寧な解説を加えて、確実に技術が定着できるよう、例えば、包丁の扱い方では、刃先や刃元の使い方、左手の扱い方が写真とともに丁寧に説明されているほか、調理実習では、手順が分かりやすく図解されるとともに、なぜそうするのかの根拠が示され、理解を深めながら学習できる工夫がされている旨、及び家庭でも調理や被服製作に取り組めるよう、生徒の興味・関心がわくような題材が豊富に示される配慮がなされている旨説明する。

堺委員 金銭を扱う技術を身に付けさせるための配慮について質問する。

松浦指導主事 家庭科の教科書では、生涯を見通した家計管理の在り方及びリスクを負うことへの対応、消費者教育の分野では意思決定の重要性や契約及びカード社会の問題点など、自立した消費者となるための知識や実行力を身に付けることができる配慮がなされている旨説明する。

委員長 情報の教科書に関し、情報モラル及びセキュリティ対策

の学習に対する配慮について質問する。

谷山指導主事 新学習指導要領では、情報技術が進展する社会における個人の責任及び役割についての学習が重視されており、情報セキュリティについては、コンピュータネットワークを介した情報漏えい等の問題を通して、ID・パスワード等による個人認証や暗号化、コンピュータウイルス対策などについて学習し、生徒が情報セキュリティを確保するために実践しなければならないことを確実に身に付けられるよう工夫されている旨、及び情報モラルについては、モバイル機器の普及に伴い、コミュニケーションの在り方が多様化していることを踏まえ、情報や情報技術が社会に与える影響を理解し、望ましい情報社会の構築に参画する態度を身に付けさせることができるよう工夫されている旨説明する。

委員長 専門教科について意見を求める。

脇委員 生徒が将来職業選択をする際の、特に女子生徒に対する配慮について質問する。

田中指導主事 「商品開発」の教科書では、女子生徒が日常使用するシャンプーの市場におけるプル戦略やアイスクリームのパッケージデザインの工夫など、高校生がよく知っている身近な商品の販売方法の事例を多く掲載するなど、ビジネスに興味・関心を向けさせるための工夫が随所に設けられているほか、例えば、「ビジネス基礎」では、職業選択に関し、事務職や販売職など様々な職業に関する資料を掲載し、それぞれの職の立場や役割について詳細に掲載され、女子生徒に対しても職業に対する知識を深めることができる配慮がなされている旨説明する。

堺委員 福祉について、学習指導要領改訂の概要及びそれによる教科書への影響について質問する。

松浦指導主事 急速に進展する高齢化に伴い、多様で質の高い介護サービスが求められていることや、介護福祉士に係る制度が改正されたことへの対応を考慮し、新学習指導要領では、介護に必要な専門的な知識や技術を確実に習得させるため、3つの新科目「こころとからだの理解」「生活支援技術」「介護過程」が設けられた旨、及び「こころとからだの理解」の教科書では、人間の欲求や適応機制、学習と記憶、人体の構造や機能などについて、また、「生活支援技術」の教科書では、自立に向けた生活支援技術に加え、新たに終末期や緊急時の介護などを取り上げ、各科目を通して質の高い介護を実践するための理論や具体的な方法について学習できるよう配慮されている旨説明する。

堺委員 障害者福祉の分野に関する取扱い内容について質問する。

松浦指導主事 「こころとからだの理解」「介護福祉基礎」などの科目には、「障害の理解」「障害者の生活と介護」といった項目が含まれており、高齢者福祉の分野と同様に障害者福祉の学習も深めることができるよう工夫されている旨回答する。

関委員 工業について、高い倫理観を持った工業技術者を育成するための工夫について質問する。

宮地指導主事 第1部の教科書では、「情報技術基礎」において、情報モラルの記述を充実させているほか、「工業技術基礎」において、一人の技術者として社会に貢献する姿勢、社会の一員としての責任ある行動及び誠実に物事を見つめることができる態度、技術者に求められる倫理観を身に付けることができる工夫や日本機械学会の倫理規定に公正な活動や法令順守などが定められていることを例に挙げ、生徒が理解しやすいよう配慮されている旨説明する。

委員長 全体を通しての意見を求める。

脇委員 教員は、今回選定した教科書で、子どもたちが職業人として、また、日本人としての誇りを持てる授業を実践してほしい旨意見を述べる。

堺委員 教員は、まず子どもたちに身に付けさせるべき目的を明確にした上で、これらの教科書を活用した授業を実践してほしい旨意見を述べる。

委員長 議案第33号について原案のとおり可決決定することに賛成する委員の挙手を求める。

全委員 挙手する。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第34号を上程する。

○議案第34号 平成26年度使用県立特別支援学校高等部教科書の採択について

委員長 議案説明を求める。

特別支援教育課長 平成26年度に県立特別支援学校において使用する教科書について、高等部で使用する文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書は、新学習指導要領に基づいて編集された第1部が111冊、旧学習指導要領に基づいて編集された第2部が31冊の合計142冊について使用希望があり、全ての教科書を選定した旨、並びに学校教育法附則第9条の規定による教科書として、視覚障害者用96冊、聴覚障害者用30冊及び知的障害者用29冊の計155冊を採択したい教科書として選定した旨説明する。

委員長 意見を求める。

委員長 障害の種別に応じた教科書の配慮について質問する。

特別支援教育課長 一番多く発行されているのは盲学校用の教科書であり、一般の高校で使う内容をいわゆる墨字を使用した教科書、指でなぞる点字教科書、文字のポイントや図版を大きくした拡大教科書、及び音声で読み上げるデイジー教科書から選べる旨、また、例えば、聴覚障害と知的障害を重複している生徒に対しては、学校教育法附則第9条に規定されている知的障害者用の教科書を選べるなど、児童生徒の障害の状態や発達段階に応じて教育課程を編成し、適切な教科書を使用できるよう配慮されている旨回答する。

委員長 知的障害の程度に応じた下学年の内容の教科書について質問する。

特別支援教育課長 特別支援学校における知的障害者用の教科書は、中学校用や小学校用の教科書も採択し、生徒の発達段階に合わせた選定をしている旨回答する。

委員長 議案第34号について原案のとおり可決決定することに賛成する委員の挙手を求める。

全委員 挙手する。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 暫時、休憩する旨宣する。

保健体育課指導主事、高校教育課担当係長及び指導主事並びに特別支援教育課指導主事退席する。

教職員厚生室長、生涯学習課長、文化財保護課長、国体競技力向上対策室長、義務教育課長及び人権教育課長着席する。

委員長 議事を再開する旨宣する。

専決処分の承認

○教職員の報賞について

教育総務課長 死亡した教育委員会事務局管理主事に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

議案審議

委員長 議案第35号を上程する。

○議案第35号 愛媛県美術館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

文化財保護課長 愛媛県美術館協議会委員の退任に伴い、その後任の委員を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。
全委員 異議ない旨答える。
委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。
委員長 議案第36号を上程する。

○議案第36号 公立中学校長の人事について

委員長 議案説明を求める。
義務教育課長 今治市立南中学校長の病気休職に伴い、後任の校長を任命する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。
全委員 異議ない旨答える。
委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。
委員長 議案第37号を上程する。

○議案第37号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。
義務教育課長 交通事故及び交通違反をした公立小学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。
全委員 異議ない旨答える。
委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。
委員長 議案第38号を上程する。

○議案第38号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。
義務教育課長 児童に対しわいせつ行為を繰り返し行い教職員の信用を失墜させた公立小学校教員を懲戒処分（免職）し、愛媛県職員退職手当条例第12条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする原案を説明する。

委員長 当該教員のわいせつ行為に対する認否状況について質問する。

義務教育課長 本人はわいせつ行為の事実を認めていると聞いている旨回答する。

堺委員 わいせつ行為が行われた状況について質問する。

義務教育課長 いずれも教室内で休み時間中にほかの児童がいる前での行為である旨回答する。

脇委員 被害を受けた当該児童の心のケアについて、今後十分に配慮してほしい旨意見を述べる。

義務教育課長 現在、松山市教育委員会事務局職員と保護者との間で、今後の対応についての話合いが進んでいると聞いている旨回答する。

堺委員 ほかの児童がいる前での行為であるのに、8月まで把握できなかった理由について質問する。

義務教育課長 今回の件は、8月に匿名の電話相談を受け、松山市教委の職員が校長、教頭及び当該教員に対し事実確認をして発覚したことであり、それまでは学校内の他の教職員は誰も把握してなかったと聞いている旨回答する。

教育長 今回の件は、保護者が当該児童への二次被害を強く懸念していると聞いている旨回答する。

堺委員 このような学校へは安心して子供を預けられる状況でないので、こうした教師は学校に置いておけないと考える旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第39号を上程する。

○議案第39号 公立中学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 松山市内のガソリンスタンドに置き忘れられていた財布から現金3万円を抜き取り、財布を捨て、その後、警察の事情聴取を受け犯行を認め、書類送検された公立中学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 意見を求める。

堺委員 今後の本人の意向について質問する。

義務教育課長 処分後は失った信頼を回復できるよう努めたいと聞いている旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第40号を上程する。

○議案第40号 教職員の報賞について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県教職員報賞規程第4条の規定により、永年勤続し勤務成績良好な教職員を報賞する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(5) その他

○平成25年度9月補正予算案について

委員長 協議題の説明を求める。

副教育長 愛媛県議会9月定例会に提案予定の平成25年度9月補正予算案の教育委員会関係分について、概要を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成25年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

生涯学習課長 平成25年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰の被表彰候補団体（3団体）の推薦について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉会

委員長 午後4時40分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。